

5. 災害検証

総務分科会

(検証の内容)

総務分科会では、調査事項である「東松山市議会災害対応要領及び行動マニュアルについて（市議会の対応まとめ、現場写真の共有の検討等も含む）」、「防災計画・ハザードマップの見直しについて（避難所の見直し含む）」、「防災訓練の在り方について」といった主にソフト面について、執行部や現場対応に当たった消防団員から聞き取りを行い、災害の前後における検証を進めた。

また、今回の検証の中で、全市レベルでの大規模災害に備えて、議会として、また議員として何らかの行動指針の必要性を感じられた。そのため、災害や事故等で議員や議場等が被害を受けても、議事・議決機関、住民代表機関としての議会の機能を維持するため、大規模な災害時であっても業務を継続することを目的とした『東松山市議会BCP（業務継続計画）』の素案を作成した。

(検証結果としての課題の整理)

- ① 防災体制の整備
- ② 一時避難場所及び避難所の整備
- ③ 災害時の情報収集・情報発信、分析
- ④ 被災状況・記録の管理
- ⑤ 経済的支援
- ⑥ 議会の機能維持

厚生文教分科会

(検証の内容)

厚生文教分科会では、災害対策特別委員会厚生文教分科会において、緊急に解決すべき課題を7つの項目に分類し、調査・検証を進めた。

(検証結果としての課題の整理)

- ① 災害時の要支援者の避難について（要支援者名簿の作成・精査・避難計画・実際の避難誘導等）
- ② 福祉避難所について（施設の新設・整備等）
- ③ 災害時の学校の在り方について
- ④ 指定避難所の運営について
- ⑤ 市民病院を中心とする医療体制について
- ⑥ 被災家庭における乳幼児の保育園入園について
- ⑦ ボランティアセンターの運営について

【 健康福祉部 】

«スキーム策定整理表の検証結果»

【市民病院】

令和元年東日本台風に関する復旧・復興スキーム策定の整理表より確認項目		回答
事前対策	防災計画の見直しはされていますか。	東松山市地域防災計画は、令和2年度、3年度の2ヶ年で委託業務により危機管理課が主導で見直しを行います。具体的には現在、同委託業務の中で、災害対応検証を実施しております。この検証結果を踏まえ防災計画見直しを行います。
	BCPの見直しはされていますか。	BCPについては、地震を想定したものを病院独自で策定しておりますが、本年度、国の補正予算を活用し、既存計画を感染症対策を踏まえた内容への見直しを図ります。
	比企医師会との連携は検討されていますか。	市民病院としては、発災後も入院患者のケア、外来の継続を実施してゆくことが大きな役割であると考えております。その中で、市民病院の医師の支援という観点で比企医師会との協力が得られるものかについては、今後、地域防災計画の見直しのなかで検討してまいります。
	医師の居住地の確認と災害時の出勤可能性について検討はされていますか。	非常勤医師を含め、住所地と交通手段については、把握しており、発災時の登院の可否については、検討しております。災害、特に地震については、発災の時刻によって対応が変わってまいります。帰宅が困難になった職員のため、旧看護師宿舎の2部屋を宿泊施設へ改修を行い、対応はしております。
	トリアージなどの災害時を想定した訓練は実施していますか。	トリアージ訓練は、平成26年度から29年度は実地訓練を行いました。平成30年度は机上訓練を行いました。平成31年は、新型コロナウィルスの関係で未実施です。今年度は、新型コロナウィルス対策を踏まえたトリアージ訓練を行う予定で検討しています。
	備蓄品や災害備蓄品の確認は実施していますか。	確認については、適宜実施しています。備蓄品については、リストを作成し、必要な物品の見直しを行っています。
	災害現場での対応の確認は実施していますか。	市民病院は、地域防災計画上では救急医療機関としての役割を担っており、院内で救護活動、診療を行うことが想定されているため、災害現場での診療行為は想定していません。ただ、令和元年東日本台風の際は、院長を含め看護師による避難所訪問を実施しました。
	新型コロナウィルス感染症対策は実施していますか。	新型コロナウィルス感染症に対する対策としては、通常の診療においては、入館者への検温の実施、待合でのソーシャルディスタンスの確保など様々対応をしています。地震など災害時への対応については、今後BCPの策定のなかで検討してまいります。
	仮設診療所や巡回移動診療所の設置・開設は検討されていますか。	市民病院としては、院内で救護、診療が中心になります。仮設診療所や巡回移動診療所の設置については、市民病院だけではなく市として対応することになりますが、地域防災計画改定の中で検討します。
	健康診断やメンタルヘルスケア計画の用意はされていますか。	労働安全衛生法に基づき、健康診断、ストレスチェックを実施しています。昨年度は、管理職向けのメンタルヘルス研修を実施しました。個別のメンタルヘルスケア計画といったものは予定しておりません。
事前対策	タイムライン(防災行動計画)は策定していますか。	BCPの見直しと共に、作成する予定です。
	災害状況等の把握はどのように行いますか。	事務部長が市の災害対策本部のメンバーになっているので、情報を迅速、的確に病院に伝える。必要に応じて、保健センターやその他関係機関と情報共有を図ってゆく。
	応急救護所の開設や病人・負傷者の受入れ体制はどのように行いますか。	院内に院長を本部長とする災害対策本部を設置し、災害レベルの判定と共に診療体制の決定を行い、傷病者受入の可否を判断することになります。
復旧対策	医療従事者の心身のケアや、遠距離通勤をしている医療職員が発災時に院内にとどまつてもらうための宿泊場所の確保や職員用の非常食の備蓄といった環境整備を実施していますか。	旧看護師宿舎の2部屋を改修済みで、非常時の宿泊施設として利用できます。また、病棟の空き病床や予備の当直室を臨時に利用することも可能です。職員用の非常食としての備蓄については、拡充する予定です。
	地震と風水害、感染症対策を切り分けて災害対応計画を作成していますか。また、災害が複合的に発生した際の対応も考えていますか。	本年度のBCP見直しにて、地震・風水害・感染症対策の3部構成で作成し、複合的な災害にも対応するべく検討しています。
復興対策	比企医師会との連携を強化し、災害対策を行う協定に基づく具体的な行動計画は策定していますか。	市民病院としては、発災後も入院患者のケア、外来の継続を実施してゆくことが大きな役割であると考えております。その中で、比企医師会との協力が得られるものについては、今後、地域防災計画の見直しのなかで検討してまいります。

令和元年東日本台風に関する復旧・復興スキーム策定の整理表より確認項目	回答
事前対策	防災計画の見直しはされていますか。
	市の全体見直しは、令和2年度・3年度の2か年で予定しております。健康福祉部としては、全体の見直しにあわせて所管事項を修正すべく作業を進めております。
	BCPの見直しはされていますか。
	市の全体見直しは、令和2年度・3年度の2か年で予定しております。健康福祉部としては、全体の見直しにあわせて所管事項を修正すべく作業を進めております。
	新型コロナウイルス感染症対策は実施していますか。
	介護施設、福祉サービス事業所等の関連施設には、国や県の通知に基づく感染症対策の徹底を要請しています。また、発災時の感染症対策につきましても、福祉避難所の開設準備訓練等の機会を捉えて周知徹底してまいります。
	福祉施設と行政との協力関係構築のため、毎年出水期前に福祉避難所の運用・開設ルール等は定めていますか。
	現在、福祉避難所となる施設、事業所との間で顔の見える関係を構築し、円滑な意見交換を進めるため、本年2月から連絡会議を設置しております。現時点では、コロナ禍において、予定通りには進んでいない状況ですが、出水期前には、福祉避難所に対しアンケート調査を行うなどの対応も進めています。今後も福祉避難所担当者との定期的な協議の場を継続させながら、現行の福祉避難所運営マニュアルを必要に応じて順次、改訂してまいります。
	感染症問題がある中で風水害が発生した状況を想定し、トータルで避難所を選定していますか。
	収容人員の増加、分散避難の実施を目的に、指定避難所、一時避難場所の増設が行われました。それに伴って、福祉避難所の選定(増設)につきましても、改めて検討する必要があると考えております。
応急対策	ケースワーカーの巡回による新規要保護者の早期発見計画は策定していますか。
	早期発見計画は策定しておりませんが、被災者に寄り添った相談体制を整備してまいります。
	ケアマネジャーによる避難行動要支援者の認定制度の導入を検討していますか。
	避難行動要支援者に対する個別計画の策定に関しましては、当事者と日常的に関わりのあるケアマネジャーに間与していただけるよう、関係機関(介護支援専門員連絡協議会)と協議を行っております。
応急対策	タイムライン(防災行動計画)は策定していますか。
	市のタイムラインは既に策定されています。健康福祉部が定める事前行動についても、常に検証しながら、内容の充実を図ってまいります。
	健康福祉部では、所管する公共施設(指定管理者が管理する施設)、民間事業者とともに、市との間で緊急連絡体制を整備しています。これらの機能を活用した上で、被害状況の確認を行います。また、在宅の要配慮者につきましては、サービス利用者はサービス提供事業者等に、サービス未利用者は避難行動要支援者名簿に基づき、民生委員等に被害状況の把握を可能な範囲で要請したいと考えています。
応急対策	妊産婦・障害児者へはどのように対応しますか。
	妊産婦・障害児者ともに市で全数を把握しています。避難行動要支援者名簿への登載すべき要配慮者かどうかを改めて判断した上で、優先した対応が必要な場合には、協力団体へ支援を要請するなど適切に対応してまいります。
応急対策	要支援者、高齢者、障害者が安全に避難できる場所を開設しますか。開設が困難な場合、指定避難所において弱者の視点に立った受け入れ体制を構築していますか。
	要配慮者の一次避難先は、原則、指定避難所若しくは一時避難場所になります。指定避難所、一時避難場所では福祉避難スペースを設置し、要配慮者の利用に備えます。それでも難しい場合には、福祉避難所への移送を行います。そのような避難行動が難しい場合には、予め医療機関や福祉施設への入院・入所を検討していただくことが必要と考えております。
	高齢者や障害者の方への福祉的配慮から、発災と同時にエアコンが設置されている学校の教室棟を使用することについて検討していますか。その際、感染症の対応が必要な場合には、密接な空間を避けるために、複数の教室に分散して避難するような対応はとっていますか。
復旧対策	保健師等の訪問による被災者の精神的ケアは実施していますか。
	実施しております。令和元年東日本台風の際には、避難所巡回、自宅訪問、電話による健康相談等を複数回実施し、被災者の心に寄り添った対応を行っております。
	福祉施設の復旧にはどのように取り組みますか。
復旧対策	被災の程度によって、適用される法律、補助制度等が異なりますので、最新の情報を適切に把握した上で迅速に対応してまいります。
	登録名簿が活用されなかった主な理由としては、名簿掲載者の妥当性に疑問がある、名簿の活用方法が明確でないなど、名簿を受け取る側の不安が取り除かれていないことも挙げられます。今後、避難行動要支援者名簿を作成、活用するにあたっては、改めて対象となる条件を精査し、その活用方法を整理した上で、自治会長や民生委員の理解を求めるながら、関係機関に適切に配布していく予定です。
	部課長など権限を有する職員が、避難所の巡回もしくは指揮監督に当たるような配置体制を構築していますか。
復興対策	今年度の災害対策動員計画におきましては、各部が所管する発災時業務への影響も配慮しつつ、管理職員の配置を進めております。
	これまでに保健師が直接訪問、若しくは、電話による相談等を実施した被災者、家庭に対しては、その後の健康状態等を確認するなどのフォローを適切に実施しております。
	民生委員、自治会長、ケアマネジャー、障害者支援事業所、地域福祉コーディネーターへの名簿の配布は検討していますか。

【 教育部 】

令和元年東日本台風に関する復旧・復興スキーム策定の整理表より確認項目	回答
防災計画の見直しはされていますか。	令和2年度、3年度の2ヶ年で委託業務により危機管理課が主導で見直しを行います。
BCPの見直しはされていますか。	先ほどの地域防災計画と併せて、危機管理課が主導で見直しを行います。
各学校の指示系統の見直しはされていますか。	見直しを実施しています。
各学校で防災計画の見直しはされていますか。	見直しを実施しています。
各学校との連携や把握状況の見直しはされていますか。	見直しを実施しています。
通学路の安全性は確認していますか。	確認しています。
避難所としての学校施設の機能確認や強化をしていますか。	避難所としての利用も予定されており特別教室への空調機設置及びトイレの洋式化等の改修を実施し施設の環境改善を行いました。
避難所における新型コロナウイルス感染症対策はされていますか。	危機管理課の主導により、各小・中学校を含む各避難所については、「感染症予防スペース」、体調不良者のための区画を設置することとしています。
従来の風水害対策を盛り込んだマニュアルに加え、新型コロナウイルス感染症に係る対応について、国や県の示す具体例に則った適切なマニュアルを準備し、避難訓練等で活用していますか。	危機管理課にて、「避難所における感染症対策マニュアル（令和2年7月）」を策定しており、避難者の受付時の体温測定や手指消毒の徹底、また体調不良者のゾーニング等について手順を規定しております。避難所の開設訓練はマニュアルに基づき実施しております。
タイムライン（防災行動計画）は策定していますか。	全庁的なタイムライン（各部の対応）については危機管理課にて策定済みです。
災害状況等の把握はどのように行いますか。	教育部が所管する小・中学校等の施設が被害を受けた際は、当該施設の職員等から教育部の所管課へ報告されます。その後、各施設の被害状況をとりまとめたのち対策本部へ報告します。
どのように災害ボランティアセンターを発足させ、運営しますか。	対策本部事務局の避難発令に基づき避難所等を開設します。
災害ボランティアセンターは、市災害対策本部の要請に基づき、設置いたします。運営につきましては、市及び県社協等の応援、協力を得て行ってまいります。	児童・生徒・職員の安全確認や保護者との連絡・連携はどのように行いますか。
災害ボランティアセンターでの活動に参加していただいた方の中から、今後もボランティアとして活動を継続したいと思われている方を登録する仕組みを構築いたしました。以後、ボランティア派遣の要請があった場合には、これらの登録者を派遣することで、迅速かつ適切な対応ができるものと考えております。	災害発生後、速やかに電話やメール等にて行います。
災害ボランティアセンターをどのように運営しますか。	被災を受けた施設につきましては、現場確認のち危険性や緊急度に応じて、施設の復旧を行います。設備の一部破損などの比較的軽微なものについては速やかに修繕等の対応をいたします。昨年の南中学校のような大きな被害を受けた場合は、応急措置と並行して、国・県と連携し復旧事業を進めてまいります。
派遣ニーズの量や質の変化を見極めながら、適切なマッチングを行ってまいります。	通常の授業を再開できるまでは、被害の状況に応じて、教室の一部を学習の場として開放したり、家庭における学習を支援するための学習プリントの提供を行ったりします。また、被災によって失われた学習用具を支給するなどの支援も行ってまいります。
実際の対応状況や課題を検証しつつ、運営マニュアルの適切な見直しを進めていますか。	各学校が設けている災害マニュアルについて、震災時、風水害時、感染症の蔓延等、様々な場合を想定し、マニュアルを見直していますか。
災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルの見直しを既に行いました。	見直しを実施しています。
ボランティアセンターの活動を取りまとめ、各地区において報告会を開催し、ボランティア活動の裾野を広げるような取組はしていますか。	危機管理課にて、避難所の床等に敷くマットを今年度購入いたしました。また、避難所に要配慮者のためのスペース及び感染症対策として体調不良者のスペースを設けるなど、避難所の区分けを行うこといたしました。
コロナ禍で予定通りには実施できませんが、本年度、各地区において災害ボランティアセンターの活動報告会を開催する予定です。	体育館への空調機設置の予定は現在ありません。また、特別教室への空調機設置についても現在、新たな計画はございません。小・中学校の体育館へのテレビ視聴環境の整備につきましては、危機管理課が今後、学校と調整してまいります。
災害時ににおける小中学校の避難所としての利用を定めた「災害時学校施設利用計画」を全ての小・中学校で策定済みです。今年度、「感染症予防スペース」や第一次開放時から校舎内の指定のトイレを設けるなどの計画の見直しを行った際に、各学校及び危機管理課と協議を行っております。	災害時ににおける小中学校の避難所としての利用を定めた「災害時学校施設利用計画」を全ての小・中学校で策定済みです。今年度、「感染症予防スペース」や第一次開放時から校舎内の指定のトイレを設けるなどの計画の見直しを行った際に、各学校及び危機管理課と協議を行っております。

【 社会福祉協議会 及び ボランティアセンター 】

令和元年東日本台風に関する復旧・復興スキーム策定の整理表より確認項目	回答
防災計画の見直しはされていますか。	市の全体見直しは、令和2年度・3年度の2か年で予定しております。社会福祉協議会に関連する项目についても、全体の見直しにあわせて修正してまいります。
BCPの見直しはされていますか。	市の全体見直しは、令和2年度・3年度の2か年で予定しております。社会福祉協議会においては、市全体の見直しにあわせて、所要の見直しを行うよう調整してまいります。
災害ボランティアの受け入れ体制は見直していますか。	令和元年東日本台風（台風19号）の対応を踏まえて、一部内容の見直しを行っております。
新型コロナウイルス感染症対策は実施していますか。	ボランティアセンターの運営における感染症対策につきましては、市の指定避難所の運営方法に準じて対応することとしております。
市、社会福祉協議会、ボランティアによって構築された協力関係を維持できるように、年間を通じた「協議の場」は設置していますか。	今後、市としても設置に向けた調整を行ってまいります。
タイムライン（防災行動計画）は策定していますか。	市のタイムラインに準じて策定を予定しております。
災害状況等の把握はどのように行いますか。	市と常に連携を図りながら、被害状況等を迅速に把握いたします。
どのように災害ボランティアセンターを発足させ、運営しますか。	災害ボランティアセンターは、市災害対策本部の要請に基づき、設置いたします。運営につきましては、市及び県社協等の応援、協力を得て行ってまいります。
ボランティアを最大限活用させていただくようボランティアを最大限活用させていただくよう	災害ボランティアセンターでの活動に参加していただいた方の中から、今後もボランティアとして活動を継続したいと思われている方を登録する仕組みを構築いたしました。以後、ボランティア派遣の要請がなかった場合には、これらの登録者を派遣することで、迅速かつ適切な対応ができるものと考えております。
どのように被災者の生活支援を行いますか。	現状では、市の生活再建支援室との連携を密にしながら、ボランティア派遣の調整等を行っております。
災害ボランティアセンターをどのように運営しますか。	派遣ニーズの量や質の変化を見極めながら、適切なマッチングを行ってまいります。
実際の対応状況や課題を検証しつつ、運営マニュアルの適切な見直しを進めていますか。	災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルの見直しを既に行いました。
ボランティアセンターの活動を取りまとめ、各地区において報告会を開催し、ボランティア活動の裾野を広げるような取組はしていますか。	コロナ禍で予定通りには実施できませんが、本年度、各地区において災害ボランティアセンターの活動報告会を開催する予定です。

【 子ども未来部 】

令和元年東日本台風に関する復旧・復興スキーム策定の整理表より確認項目		回 答
事前対策	防災計画の見直しはされていますか。	地域防災計画につきましては、危機管理課が主導で令和2年度、3年度の2カ年の業務として見直しを行っております。
	BCPの見直しはされていますか。	BCPにつきましては、地域防災計画と併せて危機管理課が主導で見直しを行っております。
	新型コロナウイルス感染症対策は実施していますか。	現時点において、保育園や子育て支援施設の利用、各種子育て支援事業については、検温や健康観察、こまめな消毒、職員のマスクやフェイスシールドの着用、施設利用の人数制限、また、保育園給食時における並列での着席やソーシャルディスタンスの確保をはじめとする「新たな生活様式」への配慮を行い、感染症対策予防をしています。災害時においても、現在行っている予防策を取り入れます。また、発災時は危機管理課の主導する感染症に配慮した避難所の運営に従います。
	保育園・こども園・学童保育等の防災及び危機管理について確認していますか。	市内の保育施設及び放課後児童クラブについては「危機管理マニュアル」並びに、ハザードマップの浸水想定区域内の施設には「洪水時の避難確保計画」が、子育て支援センター・ソーレ・マーレについては、指定管理者により「危機管理及び事故発生時対応マニュアル」が整備されています。各施設ではマニュアルに従い、避難訓練や引渡し訓練の実施、災害時や感染症への対応など、日ごろから危機管理を意識した運営に取り組んでいることを確認しています。
	タイムライン(防災行動計画)は策定していますか。	全体的なタイムライン(各部の対応)について、危機管理課にて作成済みです。
応急対策	災害状況等の把握はどのように行いますか。	市内の保育施設、放課後児童クラブ、子育て支援センターなどについては、施設の管理者に対して、まずは、電話等により被害状況等を確認しています。電話等で連絡がつかない場合は職員が直接現地に行って被害の程度を確認します。
復旧対策	無料の一時保育及びその継続といった、被災家庭乳幼児の保育に対する配慮はありますか。	家財を片づけるためなどの無料の一時保育については、発災直後の10月16日より「まつやま保育園」「わかまつ保育園」で実施し、現在まで延べ172人が利用しています。利用期限は現在のところ定めていませんが、6月18日を最後に、その後の利用はない状況です。その他の被災家庭への配慮ですが、認可保育施設、認可外保育施設及び放課後児童クラブを利用する児童の保育料を罹災程度に応じて減免いたしました。また、子育て支援センター・ソーレ・マーレについては、被災者の入館を無料とともに、利用する子どもの年齢を小学生まで拡大し、現在も継続しています。

経済建設分科会

(検証の内容)

経済建設分科会は、「河川等のインフラ整備」「農業、商業、工業について」「その他、経済建設が所管する事務について」を所管事務とし、執行部から当時の状況や対応の聞き取りを実施、現地視察も行い分科会内で検証を進めた。

・浸水面積 約1,000ha

・災害ごみについて

災害廃棄物処理量 3,632.78t(令和2年6月末現在)
うち焼却処分 1,930.46t

焼却処分をする以外は民間事業者等に処理を委託

最大搬入車両数 433台(令和元年10月15日)

自衛隊災害派遣 8日間延べ約2,000人の支援

・農業関係の被害について

農作物被害額(花壇用苗物、水稻、保管米) 2,465万円

農業用機械の水没 331台

農業用パイプハウス・倉庫の倒壊 8棟

農業共同利用施設の被害 1件

農業用水利施設の被害 31件

・農地の被害

(災害復旧事業)

土砂・がれきの流入、稻わらの堆積

6地区(神戸、下唐子、石橋、正代、宮鼻、古凍) 43,537m³

工事費 6,395万円

(市単独事業(営農再開を支援))

土砂の流入 2カ所 事業費 225万円

(稻わら堆積撤去)

土地改良区(3団体)、水利組合(1団体)が事業主体となり撤去

撤去量 462m³ 事業費 231万円

・商工業の被害について

現地訪問調査 27億700万円

ピオニウォーク内事業者 6億8000万円

その他事業者 1億1600万円

・水道の被害について

第一浄水場 施設内への浸水被害あり

送水ポンプや受配電盤などの設備へ浸水し送水停止

第一水源 濁り水が混入し取水停止

第三水源 濁り水が混入し取水停止

第二浄水場 施設内設備への浸水被害なし

第二水源 濁り水が混入し取水停止

葛袋調整場 施設内への浸水被害あり

電気設備へ浸水し、圧力調整機能が停止



(検証結果としての課題の整理)

- ①国・県による入間川流域緊急治水対策プロジェクトに沿った河川整備。
- ②市の被災箇所の復旧・復興。
- ③農業、商業、工業の被害額の調査。また支援の状況。
- ④被災者の住居。将来的な住まいの意識調査。
- ⑤被災時のライフライン(水道)の確保。市水、県水が被害を受けたとき。
- ⑥災害ごみ処理計画の作成。

(視察の様子)



都幾川右岸 霧堤(下唐子地内)

越辺川左岸九十九川水門(正代地先)